

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地					
大宮呉竹医療専門学校		平成21年3月31日		齊藤 秀樹		〒 330-0854 (住所) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1 (電話) 048-658-0001					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地					
学校法人 呉竹学園		昭和31年10月17日		理事長 坂本 歩		〒 160-0008 (住所) 東京都新宿区四ツ谷三栄町16番12号 (電話) 03-3341-4043					
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程		柔道整復科Ⅱ部		平成22年度		—		平成25年度		
学科の目的		本校は、柔道整復師の養成に必要な高度の専門知識及び技術を授けるために、臨床現場や専門領域などの最前線で活動している経験豊富な企業、地域の業界団体及び学術団体等と連携を図ることによって、国家試験や認定実技審査への対応にのみとられることなく、社会の要請に対応した実践的教育を提供するとともに、一定水準の実践技能を修得したことを確認する体制を構築して、国民の保健衛生の増進に寄与できる有為の人材を育成することを目的とする。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		柔道整復師(11名合格) 中退率5.3% 課外活動:学園祭、スポーツ大会、呉竹医学会学術大会、全国柔道整復学校協会柔道大会、サークル活動等									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技		
3	年間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,758 単位時間		1,938 単位時間	445 単位時間	180 単位時間	単位時間	192 単位時間		
			単位		単位	単位	単位	単位	単位		
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率				
90 人	38 人		0 人		0 %		5.3 %				
就職等の状況	■卒業者数(C)		11 人								
	■就職希望者数(D)		11 人								
	■就職者数(E)		8 人								
	■地元就職者数(F)		5 人								
	■就職率(E/D)		72.7 %								
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		45.4 %								
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		72.7 %								
	■進学者数		0 人								
	■その他										
	未定:3名										
(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)											
■主な就職先、業界等											
(令和6年度卒業生)											
治療院、病院・診療所、介護施設など											
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無						
	評価団体:				受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL				
当該学科のホームページURL	https://www.kuretakeiryo.ac.jp/department/jyusei2.html										
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)										
	総授業時数					2,758 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					269 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数					0 単位時間					
	うち必修授業時数					269 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					269 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					0 単位時間					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)					10 人					
	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)					0 人					
	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人					
	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)					0 人					
	計					10 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					10 人					